

岡山県立岡山御津高等学校長  
末 廣 聡令和4年度 岡山県立岡山御津高等学校 運動部・文化部活動に係る活動方針

## 1 本校の運動部活動

(運動部) 陸上競技部、硬式野球部、バドミントン部、ソフトテニス部、バスケットボール部、剣道部  
弓道同好会

(文化部) 吹奏楽部、美術部、茶華道部、ボランティア部、パソコン部

## 2 目 標

- (1) 学業との両立に努力し、進学・就職に向けて必要な体力・精神力を育む。
- (2) 先輩と後輩の上下関係や、顧問との関係を通じて、他者に対する態度や礼儀を学ぶ場とする。
- (3) 生徒が生涯にわたって運動・芸術文化活動に親しむ素養を養う。

## 3 部活動の運営について (校内での取り決め事項等)

## (1) 休養日

- ・ 原則、週2日以上 of 休養日を設ける。ただし、週2日以上 of 休養日の設定が困難な場合は、少なくとも1日以上 of 休養日を設けることとする。
- ・ 土日のいずれかは原則として休養日とするよう努めること。

## (2) 活動時間

- ・ 平日：原則2時間 (最終下校時刻は必ず守る)  
 土日：原則3時間
- ・ 定期考査1週間前 (土日含む) から活動を停止し、学業に専念させる。ただし、特別な事情 (大会1週間前など) がある場合は、事前に校長の許可を得る。

## (3) 遠征、合宿等

- ・ 合宿を行う際は、事前に「部活動合宿事前健康調査」を実施し、当該部活動の顧問が「合宿 (校外) 計画書」を校長に提出すること。

## (4) 大会参加

- ・ 主催者が高等学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、大会参加等許可証を校長に提出する。
- ・ 派遣や公欠願については、派遣2日前までに「生徒の派遣願」を提出し、校長の許可を得ておくこと。

## 4 その他

## (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ・ 顧問は生徒自身が主体的に活動し自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力を育めるよう成長を促すことに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであると認識し、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・ 年度初めの部顧問会議で体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2) 部顧問会議について、以下の内容について確認を行ったうえで部活動の運営を行う。

- ・ 年度初めの部顧問会議にて、
  - ①「運動部・文化部活動に係る指針」「運動部活動に係るガイドライン」の確認
  - ②部費、遠征費等の金銭に関わること
  - ③活動に関する申し合わせ
  - ④研修会の実施等について、確認を行ったうえで部活動の運営を行う。
- ・ 協議事項または共通理解を諮る事案が生じた場合には、部顧問会議を招集する。

(3) 部費の取扱いについて

- ・ 部費等、取扱については公費に準じて、適切に処理する。
- ・ 決算報告については、校長に提出し、生徒総会で報告する。

(4) 安全管理

- ・ 事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行う。
- ・ 夏季の運動部活動については、熱中症予防に万全を期す。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策は県の指針に則り、感染予防を徹底する。